

## 大阪市生野区社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、大阪市生野区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 役員は無報酬とする。

### (費用)

第4条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、実費弁償とし、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

### (公表)

第5条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。